令和８年（フ）第５１５号
大分市大手町１丁目１番23号　アーバンプレーム大手町701
債務者　武藤由紀子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３４号
大分市大津町１丁目23番21号　大津ビル302
債務者　重信　茂孝
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０２号
大分県宇佐市安心院町下毛2167番地の４
キュウワ　202号、前住所大分県宇佐市大字中原319番地の４
債務者　甲斐　佳奈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１２１号
大分県宇佐市大字上庄717番地　大分県糸口通勤寮、住民票上の住所大分県宇佐市大字高森2517番地
債務者　島田　義隆
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第４２８号
宮崎市大字恒久4310番地　ベルヴィーユ恒久Ⅱ211号
債務者　山下　美穂（旧姓渦元）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４２９号
鹿児島市田上２丁目11番16号　セジュールリバーパーク202号
債務者　前田昂太郎
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５２号
鹿児島県日置市東市来町湯田1950番地１
債務者　永井紀美子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４５７号
鹿児島市和田３丁目20番10号
債務者　内藤　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６６号
鹿児島市草牟田２丁目53番１号　アルファスマート草牟田601号
債務者　山下　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４７１号
鹿児島市桜ケ丘５丁目15番地11　寺師ハイツ102号
債務者　丸山　明夫
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２３号
沖縄県豊見城市字嘉数569番地　Ｓｕｎｓｅｔ　ＡｖｅｎｕｅＩ　301号
債務者　城間　亮太
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第４２８号
沖縄県島尻郡南風原町字神里545番地６
債務者　砂川　敏子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第８２号
青森県五所川原市大字広田字柳沼113番地５
ビレッジハウス五所川原２号棟　508号室
債務者　釜萢かおり
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８８号
青森県つがる市森田町森田駒ケ渕30番地19
第２月見野丘団地20号
債務者　工藤美枝子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第４０号
宮城県白石市東町二丁目７番33号
債務者　吉田　照美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第８０号
宮城県角田市角田字中島下287番地１
債務者　高橋　　修
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１５７４号
東京都八王子市八日町９番８－709号
債務者　矢嶋　悠梨
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部